

① 条例に基づく取組と社会情勢の変化との整合性について

■ 「流域治水」の推進

| 流域治水条例 | 社会情勢の変化 |
|---|---|
| <p>前文</p> <p>河川等の流水を流下させる能力を超える洪水にあっても<u>県民の生命を守り</u>、甚大な被害を回避するためには、「<u>川の中</u>」で水を安全に「ながす」基幹的対策に加え、「<u>川の外</u>」での対策、すなわち、雨水を「ためる」対策、被害を最小限に「とどめる」対策、水害に「そなえる」対策を組み合わせた「滋賀の流域治水」を実践することが重要</p> | <p>【H29～水防災意識社会再構築ビジョン緊急行動計画（国土交通省）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの</u>」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、<u>ハード・ソフト一体</u>となった取り組み ・都道府県等の関係機関と緊密に連携し、各種取組を緊急的かつ強力に推進することで、「<u>水防災意識社会</u>」の一刻も早い再構築を目指す <p>【R2～流域治水（国土交通省）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「流域治水」とは、<u>気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ</u>、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる<u>流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う</u>考え方 ・気候変動に伴い頻発・激甚化する水害・土砂災害等に対し、<u>防災・減災が主流となる社会を目指す</u> |

- 河川整備の規模を超える洪水への対応
- ハード・ソフトでの対応
- 流域全体での対応

① 条例に基づく取組と社会情勢の変化との整合性について

■ 浸水リスク図の公表

| | 流域治水条例 | 社会情勢の変化 |
|-----|---|--|
| 第2条 | <p>(定義)</p> <p>3 この条例において「想定浸水深」とは、一定の期間につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合において、<u>洪水または下水道、農業用排水路その他の排水施設もしくは河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことにより氾濫原が浸水したときに想定される水深をいう。</u></p> | <p>【H27～水防法の改正（国土交通省）】 洪水予報河川および水位周知河川における<u>想定最大規模の降雨</u>に係る浸水想定区域図の指定</p> <p>【R3～水防法の改正（国土交通省）】 住宅等の防護対象のある一級河川および二級河川（<u>中小河川</u>）における洪水浸水想定区域の指定</p> |
| 第8条 | <p>(想定浸水深の設定等)</p> <p>知事は、前条第1項の調査の結果を踏まえ、おおむね5年ごとに想定浸水深を設定するものとする。</p> <p>【条例施行規則】（想定浸水深の公表）</p> <p>(1) <u>10年につき1回</u>の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深</p> <p>(2) <u>100年につき1回</u>の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深</p> <p>(3) <u>200年につき1回</u>の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深</p> | |

- 計画規模降雨を超える規模の浸水を対象
- 大河川以外の氾濫による浸水を対象

① 条例に基づく取組と社会情勢の変化との整合性について

■ 浸水リスクによる建築規制

※緑字：流域治水条例には位置づけのない項目

| 流域治水条例 | 社会情勢の変化 |
|---|---|
| <p>第13条</p> <p>(浸水警戒区域の指定等) 知事は、200年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深を踏まえ、浸水が発生した場合には建築物が浸水し、県民の生命または身体に著しい被害を生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の建築物の建築の制限をすべきものを浸水警戒区域として指定することができる。</p> | <p>【R3～特定都市河川浸水被害対策法（国土交通省）】 浸水被害防止区域における水深および流体力による建築規制</p> |
| <p>9 浸水警戒区域は、建築基準法第39条第1項の規定による災害危険区域とする。</p> | <p>【R3～特定都市河川浸水被害対策法（国土交通省）】 浸水被害防止区域は災害レッドゾーンとなる（災害危険区域と同様）</p> |

- 浸水深や流体力による建築規制
- 浸水リスクによる災害レッドゾーンの指定

① 条例に基づく取組と社会情勢の変化との整合性について

■ 都市計画における浸水リスクの考慮

※緑字：流域治水条例には位置づけのない項目

| 流域治水条例 | 社会情勢の変化 |
|--|--|
| <p>第24条</p> <p>(区域区分に関する都市計画の決定または変更) 県は、都市計画法第15条第1項第2号に掲げる区域区分に関する都市計画を同法第18条第1項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定により決定し、または変更するときは、10年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深が0.5メートル以上である土地の区域(都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第8条第1項第1号に規定する土地の区域を除く。)を、新たに同法第7条第2項に規定する市街化区域に含めないものとする。ただし、浸水による県民の生命、身体および財産に対する著しい被害の発生を防止するための対策が講じられ、または確実に講じられると見込まれる場合は、この限りでない。</p> | <p>【R2～都市再生特別措置法（国土交通省）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画における防災指針の策定（R2.9～） ・立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外（R3.10～） ・災害レッドゾーンで新たに自己業務用の開発を原則禁止（R4.4～） ・災害イエローゾーン（想定最大降雨で3m以上の浸水想定区域）で市街化調整区域における住宅等の開発許可を厳格化（安全および避難上の対策を許可条件とする）（R4.4～） |

➤ 立地適正化計画や開発許可など都市計画において浸水リスクを考慮

① 条例に基づく取組と社会情勢の変化との整合性について

■ 要配慮者利用施設における浸水リスクの考慮

| | 流域治水条例 | 社会情勢の変化 |
|------|---|---|
| 第27条 | <p>(市町への必要な支援)</p> <p>県は、市町に対し、避難場所および避難の経路その他住民の迅速かつ円滑な避難を図るための事項の検討その他市町が行う浸水被害の回避または軽減に関する対策の検討に資するため、想定浸水深に関する情報その他必要な情報の提供、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。</p> | <p>【H29～水防法改正（国土交通省）】 要配慮者利用施設における避難計画作成、訓練の実施が義務化</p> <p>【R3～水防法改正（国土交通省）】 要配慮者利用施設における訓練結果の報告も義務化</p> |

➤ 要配慮者利用施設において大雨時の利用者避難等についての取組が義務化

■ 不動産取引時における浸水リスクの考慮

| | 流域治水条例 | 社会情勢の変化 |
|------|--|--|
| 第29条 | <p>(宅地または建物の売買等における情報提供)</p> <p>宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者は、同法第35条第1項に規定する宅地建物取引業者の相手方等に対して、その者が取得し、または借りようとしている同法第2条第1号に規定する宅地または建物に関し、その売買、交換または貸借の契約が成立するまでの間に、当該宅地または建物が所在する地域の想定浸水深および水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項に規定する洪水浸水想定区域に関する情報を提供しよう努めなければならない。</p> | <p>【R2～不動産取引業法施行規則改正（国土交通省）】 不動産取引時において市町ハザードマップ（想定最大規模の洪水浸水想定区域）上での対象物件の所在地を事前に説明（重要事項説明）することを義務化</p> |

➤ 不動産取引時において浸水リスク情報の提供が義務化

① 条例に基づく取組と社会情勢の変化との整合性について

■ 水害に関する協議会の設置

| 流域治水条例 | 社会情勢の変化 |
|--|---|
| <p>第33条</p> <p>(水害に強い地域づくり協議会) 県、関係行政機関および地域住民は、第13条第1項に規定する<u>浸水警戒区域の指定に関する事項</u>その他の地域における<u>浸水被害の回避または軽減に関し必要な対策に関する事項について協議</u>するため、<u>水害に強い地域づくり協議会を組織</u>することができる。</p> | <p>【H29水防法改正（国土交通省）】 洪水予報河川および水位周知河川において<u>大規模氾濫減災協議会を設置</u>することを<u>国直轄河川で義務化</u>。<u>都道府県管理河川は組織</u>することができる。</p> |

➤ 水害に関する法定協議会の設置